

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、以下の各社のうちホームページ・パンフレット等に記載する旅行会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
 - (株)JTB(東京都品川区東品川2-11-1観光光長官登録旅行業第64号)
 - (株)JTB沖縄(沖縄県那覇市旭町11-1観光光長官登録旅行業第1492号)
 - (株)JTB福岡(福岡県久松町2-11-1観光光長官登録旅行業第1723号)
 - (株)JTBディスタンス(東京都港区西品川6-31観光光長官登録旅行業第1716号)
 - (株)JTBガイディング(東京都港区南青山4-13-1観光光長官登録旅行業第1712号)
 - (株)JTBグランドツアー&サービス(東京都渋谷区神宮前5-7-20観光光長官登録旅行業第1747号)
 - (株)JTBジエスタラベルリョーション(東京都港区東豊島6-5-62観光光長官登録旅行業第1571号)
 - (株)JTBメディアアテリアン(東京都港区小向4-16-15客船MFビル3階観光光長官登録旅行業第1867号)
 - (株)JTBコミュニケーションデザイン(東京都港区芝2-23-1東京都港区登録旅行業第2種7116号)
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができると同時に、手配し、旅程管理することを行います。
- (3)旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする乗継案内書(乗継を称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。))及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。))によります。

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当社又は「受託販売欄」に記載された当社の受託営業所(以下「当社」といいます。))にて必要事項を申し出たとき、エースJTB(以下「当社」といいます。))が「お申し込み」を受理し、お申し込みが完了したとき、営業所の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入された場合もご用意します。申込金は旅行代金をお支払いいただくとき、その一部として振り込まれます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (2)①当社らは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点で契約は成立しておりますが、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをいたしました。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みがなかったものと取り扱います。
- (3)ネットではお申し込みいただいた場合に、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して2日以内にお申し込み内容を確認の上、申込金の支払いをいたしました。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。
- (4)旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合も、申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより、旅行契約が成立します。
- (5)当社らは、Webチャットを構成する旅行サービスの代表者としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (6)契約責任者は、当社らが定める日までに構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第26項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- (7)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (8)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

- (1)お客様は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であっても、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができない状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティング」を指します。))を行うことができます。
- (2)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社へ、お客様が当社への回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます。))を確認の上、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立しておりますが、また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
- (3)当社は、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- (4)旅行契約は、当社が前(1)より、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。
- (5)当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (6)当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨のウェイティング解除の旨の申請を当社に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨のお申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。

4. お申し込み条件

- (1)20才未満の方は親権者の同意書が必要で、15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要行を及ぼすに際して脅迫的な言動若しくは悪意を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギーのある方、妊娠の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申し込みの際に当社らに特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後に入社される状態になった場合も同様でございます。))。あらかじめ当社らご案内申し上げますので、旅行中に必要な措置の内容を具体的に申し出ください。
- (7)前号の申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内で申し出に応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面ですれらを申し出ていただくことがあります。
- (8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お

- (9)お客様が本項(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)(7)(8)はお申し込みの日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は必要を要とする状態になったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるための必要な措置をとらせていただきます。これにかかるとの一切の費用はお客様のご負担となります。
- (10)お客様のご都合による別動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (11)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (12)その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ・パンフレット等、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社らは最終時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報に記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までに支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示した金額)を含みます。や第14項に規定する取消料、違約料、第10項に規定されている追加料金及び第13項記載の交換手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し込みがない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合は、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(前記年齢利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示してあります。出発日とご利用日数でご確認ください。
- (3)旅行代金は、第3項(1)の「取扱い」第4項(1)の「契約約款」及び第3項(3)の「募集型企画旅行の開催の基準」となります。募集広告又はホームページ・パンフレット等における「旅行代金」の計算方は、「旅行代金(又は基本代金)として表示した金額」プラス「追加代金」として表示した金額「割引代金」として表示した金額といたします。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかじりエコノミークラス)、宿泊費、食費、入場料・拝観料等及び消費税等注釈。
- (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付け。
- (3)その他ホームページ・パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したものの上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (1)超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)。
 - (2)空港施設使用料等。(ホームページ・パンフレット等に明示した場合を除きます。)
 - (3)旅行代理店代、電報電話料その他の追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・手数料等。
 - (4)運送機関が参加されるオプションツアー・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。
 - (5)運送機関が課す付加運賃、料金(例：燃油サーチャージ)。
 - (6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10. 追加代金

- 第3項(7)で「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に入れて表示した金額を指します。)
- (1)ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
 - (2)「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
 - (3)ホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
 - (4)その他ホームページ・パンフレット等で「××××クラス追加代金」「×××追加代金」と称する(航空席のクラス変更を要する差額、ストリートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けするホームページ・パンフレットに記載した場合の追加代金等)。

11. 旅行契約内容の変更

旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止・変更等の命題で当初の旅行計画によらない提供を要する事由が生じたときも、当社の責任を負わない事由が生じた場合、円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該旅行が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の急変等により通常想定される程度を超えて改訂されたときは、その改訂された旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
 - (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるとともに、その不足額だけ旅行代金を減額します。
 - (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、本項(1)の定めるとともに、その不足額だけ旅行代金を減額します。
 - (4)第11項により旅行内容が変更されて、旅行実施に要する費用(当該旅行内容の変更のためにその提供を受けられない旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれらから支払うなければならない費用を含みます)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更額だけ旅行代金を変更します。
 - (5)当社は、運送・宿泊機関等の利用員により旅行代金が異なる旨をホームページ・パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこ

の場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替を要する手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関する費用を請求する場合があります。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾した後に効力を発生し、以後旅行契約上の地位を譲り受けたい方が、旅行契約に関する権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはホームページ・パンフレット等に記載の取消料を、ご参加のお客様から1室ごとの利用人数の変更に対する差額を等額引きされた金額を支払っていただきます。
- (2)当社の責任とされないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (3)旅行代金期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (4)お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を受けます。

15. 旅行開始前の解除

- (1)お客様の解除権
 - ①お客様はホームページ・パンフレット等に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。
 - ②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. お客様の都合により旅行契約が変更され、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り、
 - b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額設定されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
 - d. 当社らがお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡しできなかったとき。
 - e. 当社に責に帰すべき事由により、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
 - ③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額をお申し受けます。また本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。
- (2)当社の解除権
 - ①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
 - ②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - a. お客様が前記(1)の①に定める期日(ただし、年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき)。
 - b. お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - c. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - e. お客様が契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - f. お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。
 - ③旅行契約は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日曜日を除く)に当社より事前に旅行中止のご通知を行います。
 - ④「キャンセル」を目的とする旅行における降参量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはお客様のおそれが極めて大きいとき。
 - ⑤天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
 - ⑥当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)の②により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

16. 旅行開始後の解除

- (1)お客様の解除権
 - ①お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様が権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - ②お客様の責に帰さない事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
 - ③本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領するものがなくなった部分に係る金額を旅行者にご払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービスの提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- (2)当社の解除権
 - ①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
 - a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
 - b. お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - c. お客様が旅行の安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者の不在による当社の指示への遵守、これらの者又は同行する他の旅行者による暴行又は脅迫等により団体行動の継続を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
 - ②解除の効果及び払い戻し
 - 本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除するためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の自己に既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。ただし、本項(2)の①の者が又は同行する他の旅行者による暴行又は脅迫等により団体旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるおそれがあるときは、お客様が既にその提供を受けたにもかかわらず支払うべき取消料、違約料その他の自己による費用を差し引いて払い戻しいたします。
 - 本項(2)の①のa. d.により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
 - ④当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の旅行契約は、将来に向かっての消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻し

- (1)当社は、「第12項(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始後の解除による払い戻しにあっては、お客様の出発日から起算して7日以内に、旅行代金の記載又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ・パンフレット等に記録した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻いたします。
- (2)本項(1)の規定は、第9項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権行使するのを妨げるものでもありません。
- (3)お客様は出発日から1ヶ月以内にお申込店に払戻しをお申し出ください。
- (4)クーポン券類を引渡し後の場合については、お申し込みのクーポン券の種類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

18. 添乗員

- (1)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務となりました。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。また労働基準法のためか労働中、一時的に休憩を適宜取得させていただきます。
- (2)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3)現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行ないます。
- (4)個人プランには、添乗員等は同行いたしません。添乗員等が同行しないご旅行は、お客様ご自身の旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で急遽ご旅行を取り止める場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。尚、取扱販売店が休業日又は営業時間外の場合は、ご自身で、残りのご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消処理や取消処理をお願いいたします。取消連絡・取消処理をされなかった場合は、権利放棄したことになり、一切の返金を受けられないこととなりますのでご注意ください。
- (5)現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

19. 当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被らした損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対し通知があった場合に限りえます。
- (2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止もしくは停止による旅行日程の変更④旅行中の事故⑤食中毒⑥盗難⑦運送機関の遅延・不運・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞り時間の短縮
 - ③手荷物によって生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお一人あたり最高15万円まで(当社が故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。
 - ④手配代行者とは、お客様に対する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社に代わって手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意又は過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

20. 特別補償

- (1)当社は本項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来的事故により、身体に被らした一時的な損害(死亡・後遺障害)の補償(最高1,500万円)、後遺障害補償(最高1,500万円(上限)、入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり110万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。なお、手荷物の損害に対しては保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
- (2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3)お客様が募集型企画旅行参加中に被らした損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれるサービス(登山・登山(1,500万円(上限)、ピッキング、アイゼリング、ハンゴライダー搭乗、超軽運動力機(モーターハンゴライダー)、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社が本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金カード・機能付きカード)など、各種データその他これらに準ずるもの、コンダクトレス等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (5)当社が本項(1)に定める補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重なる場合でありますが、その義務が重複したときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、方が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行代金において速やかにその旨を添乗員、船長、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これがお客様の責任に帰すべき事由と認められる場合は、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方へ支払わなければならないものとします。
- (5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様ご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額となります。

22. オプションツアー又は情報提供

- (1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企

- 画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主に募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、ホームページ・パンフレット等で「企画者：当社」と明示します。
- (2)オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨をホームページ・パンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、前項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプションツアーにおいては、利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、そのホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めによりります。
- (3)当社は、ホームページ・パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社が第20項(特別補償)規程は適用します(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。)が、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程提供

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。)は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
 - ①変更補償金の率(変更後の等級又は記載した旅行サービスの提供が変更になった場合にない(いわゆるオーバーブック)が発生した場合)が発生した場合は変更補償金を支払います。
 - ②ア、旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、イ、戦乱、ウ、暴動、エ、官公署の命令、オ、欠航、不運、休業等運送・宿泊機関等が旅行サービス提供の中止、ハ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の旅行計画によらない運送サービスの提供、キ、旅行参加者の生命又は身体を安全確保のために必要な措置
 - ③第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
 - ④クーポン券類の変更等及び記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社が以下つきの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また以下つきの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が以下と様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当社はお客様のご同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の額＝1件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑧ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集ホームページ・パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：ホームページ・パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それそれの変更につき1件

- 注2：⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。
- 注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。
- 注4：④⑤⑥に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。
- 注5：⑦に掲げる変更が宿泊設備の備品を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。
- 注6：④運送機関の会社名の変更⑤宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのもの変更に伴うものをいいます。
- 注7：④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注8：⑦宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで公開に供しているリストによります。

24. 通信契約による旅行条件

- (1)当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを会員(以下「通信契約」といいます。)を条件に旅行のお申込みを受けられる場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行者により当該取扱いができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行者により異なります。)
- (2)「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日とします。
- (3)「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日とします。

- (2)申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
- (3)通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社らがその通知を発した時に成立し、当社らがe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4)当社らは提携会社のカードにより所定の伝票等の会員の署名なくして「ホームページ・パンフレット」等に記載された旅行代金又は「第14項」に定める取消料)の支払いを行います。
- (5)契約解除のお申し出があった場合は、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除のお申し出の日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (6)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合は、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いたします。当該期日までに、お支払いいただけない場合は14項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

26. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目を yourself で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供しただけの場合であっても、お客様の連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがされない場合、お客様のお申込、ご依頼にお応えできないことがあります。取得した個人情報は「受託販売欄」に記載された(給付)旅行業務取扱管理者が個人情報管理を行うこととなります。
- (2)当社は、お客様より取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきますが、お客様がお申込みした旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行予約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店等のお客様のお買い物の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたホームページ・パンフレット等(第5項(2)の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、前項より取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、①当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内や旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い(アンケート)のお願いの特典サービスの提供の統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただきます。)
- (3)当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報を取得しています。この個人情報も、お客様が疾病等があった場合で運送先の方へ連絡が必要であると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、運送先の方の個人情報も当社らに提供することについて連絡先の同意を得るものとします。
- (4)当社は、手配代行者業務、旅行添乗業務、空港等でのツアーサービス業務等において、本項(1)より取得した個人情報を取り扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業当社基準により選定し、機密保持に関する契約を交わした上で個人情報保護を預託いたします。
- (5)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどの個人データの利用にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれ企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これらを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申し出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、「株式会社JTBホームページ(http://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/)」をご参照ください。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

28. その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合にそのに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
 - (2)お客様のご便宜をはかるため土産品店のご案内することがあります。お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手付けはいたしません。
 - (3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックスドライブ制度)に同意を、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関する旅程保証書・特別補償責任は発生となりますので、ご了承ください。
 - (4)当社はほかの募集型企画旅行の再実施はいたしません。
 - (5)当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの条件に変更が生じた場合でも第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。
- 「旅籠・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。」

受託販売 契約責任営業所